

令和2年度本島地域研修会

工事における最近の取組について

令和2年12月7日

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部農村振興課
技術審査官 秋山 英和

令和2年の建設業における死亡災害発生状況（令和2年10月累計値より）

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	那覇	墜落・転落	足場	建築工事業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家 屋建築工事業)	1月下旬	30歳代	10～29	足場解体作業中、足場上から18m下の地上に墜落した。
2	沖縄	飛来・落下	金属材料	建築工事業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家 屋建築工事業)	3月上旬	30歳代	10～29	鉄骨部材(重量約160kg)の溶接作業中、当該鉄骨部材の下敷きになったもの。
3	那覇	墜落・転落	移動式クレーン	建築工事業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家 屋建築工事業)	3月下旬	50歳代	10～29	新築工事現場において、車両積載形トラッククレーンを用いて型枠資材の撤去作業中に、荷台から墜落したもの。
4	沖縄	感電	送配電線等	建築工事業 (その他の建築工事業)	5月初旬	20歳代	1～9	建物の改修工事に用いた足場の解体作業中に、足場の中を通っていた高圧電線に接触し、感電した。
5	名護	交通事故(道路)	トラック	その他の土木業	9月中旬	60歳代以上	1～9	トラックを走行中、道路左側の側溝へ脱輪し、右に急ハンドルを切り、ガードレールを突き破り、崖下へ転落した。
6	那覇	はさまれ・巻き込まれ	移動式クレーン	道路建設工事業	9月下旬	40歳代	10～29	橋梁上部より、ドラグショベルを積載型トラッククレーンを使用し、吊り上げ作業の際、バランスを崩してしまい、積載型トラッククレーンが斜めに傾いた際に車両と橋梁の高欄に挟まれた。

No more 墜落・転落災害	作業床の設置	高さ2m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
	手すり等の設置	高さ2m以上の作業床の端、開口部等には手すり、囲い等を設けましょう。
	墜落制止用器具の使用	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の揚げ降ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、墜落制止用器具を使用させましょう。
	踏み抜き防止措置	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
	足場からの墜落防止措置	足場（一側足場を除く）には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
	足場の点検の実施	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
	作業主任者の選任	高さ5m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任し、職務を着実に実施しましょう。
	特別教育の実施	足場の組立て・解体等の作業、2m以上で作業床を設けることが困難な個所でフルハーネス型の墜落制止用器具を使用しての作業を行う場合は、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
	安全衛生教育	労働者を雇い入れたときは、墜落制止用器具の不使用など不安全行動が生じないように、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。

（感電防止）安衛則349条
活線近接作業で感電の危険がある時は

- ・ 囲い
- ・ 絶縁用防護具装着
- ・ 前2項の措置が困難な時、監視人配置

移動式クレーン作業等における送・配電線からの離隔距離

電圧種別	離隔距離 (m)
低圧	1m以上
高圧	1.2m以上
特別高圧	2m以上。ただし、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し。

(昭50.12.17基発第759号)

令和 2年 業種別署別労働災害発生状況(10月末累計)

沖縄労働局

年・暑別・局計等 業 種	令和2年(10月末累計)						令和元年(10月末累計)						局計令和元年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	増減数(人)	増減率(%)
製 造 業	76	49	9	3	1	138	53	40	12	2	5	112	26	23.2
食 料 品 製 造 業	50	31	6	2	1	90	34	29	7	1	3	74	16	21.6
鉱 業						0						0	0	-
建 設 業	(3) 77	(2) 32	(1) 18	6	2	(6) 135	(1) 77	(2) 62	(1) 13	11	(2) 6	(6) 169	▽ 34	▽ 20.1
土 木 工 事 業	(1) 13	7	(1) 5	1		(2) 26	9	14	(1) 3	2	(1) 2	(2) 30	▽ 4	▽ 13.3
建 築 工 事 業	(2) 64	(2) 25	9	5	1	(4) 104	(1) 67	(2) 48	8	8	2	(3) 133	▽ 29	▽ 21.8
交 通 運 輸 事 業	14	3	1			18	(1) 7	5	1		2	(1) 15	3	20.0
陸 上 貨 物 運 送 事 業	56	15	1		4	76	44	17		4		65	11	16.9
港 湾 荷 役 業	3					3	3		1		1	5	▽ 2	▽ 40.0
林 業			2			2						0	2	-
農 業、畜 産・水 産 業	5	5		1	6	17	5	7	5		1	18	▽ 1	▽ 5.6
第 三 次 産 業 (運 輸 を 除 く)	(1) 298	172	40	22	24	(1) 556	(1) 269	178	41	22	1 30	(2) 540	16	3.0
商 業	85	32	7	5	8	137	86	36	7	7	5	141	▽ 4	▽ 2.8
小 売 業	52	22	5	3	5	87	51	27	5	7	2	92	▽ 5	▽ 5.4
接 客 娛 楽 業	(1) 45	24	14	2	8	(1) 93	(1) 34	31	12	4	(1) 13	(2) 94	▽ 1	▽ 1.1
旅 館・ホ テ ル	10	13	7	1	4	35	(1) 6	12	6	2	(1) 9	(2) 35	0	0.0
飲 食 店	(1) 25	9	3		3	(1) 40	20	12	3		2	37	3	8.1
保 健 衛 生 業	89	57	12	8	5	171	66	39	9	6	5	125	46	36.8
社 会 福 祉 施 設	67	48	10	7	5	137	40	28	7	6	5	86	51	59.3
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	26	11		4		41	31	22	4	1	3	61	▽ 20	▽ 32.8
そ の 他 の 業 種	53	48	7	3	3	114	52	50	9	4	4	119	▽ 5	▽ 4.2
全 産 業	(4) 529	(2) 276	(1) 71	(0) 32	(0) 37	(7) 945	(3) 458	(2) 309	(1) 73	(0) 39	(3) 45	(9) 924	21	2.3

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。

4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(ビルメン除く)、官公署、その他の事業を示す。

令和 2年 業種別事故型別労働災害発生状況(10月末累計)

沖縄労働局

業 種	事故の型	1 墜落・転落	2 転倒	3 激突	4 飛来・落下	5 崩壊・倒壊	6 激突され	7 はさまれ・巻き込まれ	8 切れ・こすれ	9 踏み抜き	10 おぼれ	11 高温・低温の物との接触	12 有害物等との接触	13 感電	14 爆発	15 破裂	16 火災	17 交通事故(道路)	18 交通事故(その他)	19 動作の反動・無理な動作	90 その他	99 分類不能	合 計
製 造 業		16	34	6	7	1	7	25	19			8			1			1		13			138
食 料 品 製 造 業		3	33	2	4		4	15	14			6			1					8			90
鉱 業																							0
建 設 業	(2)	46	12	6	(1) 11	2	10	(1) 21	12			4		(1) 2				(1) 3		6			(6) 135
土 木 工 事 業		7	2		2	1	5	(1) 6	1									(1) 2					(2) 26
建 築 工 事 業	(2)	38	10	6	(1) 9	1	5	13	11			4		(1) 1				1		5			(4) 104
交 通 運 輸 事 業		3	6															2		6	1		18
陸 上 貨 物 運 送 事 業		18	8	6	2		6	16	1			4						1		10	4		76
港 湾 荷 役 業		1		1																	1		3
林 業			1		1																		2
農 業・畜 産・水 産 業		1	5		3		1	3	2	1											1		17
第 三 次 産 業 (運 輸 を 除 く)		64	180	30	14	1	12	30	(1) 40	1		19	4	1		1		25	8	83	43		(1) 556
商 業		16	44	9	3	1	5	12	14			5	1	1				8		15	3		137
小 売 業		6	34	5	1	1	3	6	9			3						7		10	2		87
接 客 娯 楽 業		19	26	2	7		1	3	(1) 10	1		10	1					4		4	5		(1) 93
旅 館・ホ テ ル		10	13	1	2			1	3	1		3								1			35
飲 食 店		4	9		4		1		(1) 7			7	1					4		1	2		(1) 40
保 健 衛 生 業		12	62	7	1		3	2	7			2	1					5		41	28		171
社 会 福 祉 施 設		9	46	5			3	2	7			2	1					5		34	23		137
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業		4	23	3				3				1	1							5	1		41
そ の 他 の 業 種		13	25	9	3		3	10	9			1				1		8	8	18	6		114
全 産 業	(2)	149	(0) 246	(0) 49	(1) 38	(0) 4	(0) 36	(1) 95	(1) 74	(0) 2	(0) 0	(0) 35	(0) 4	(1) 3	(0) 1	(0) 1	(0) 0	(1) 32	(0) 8	(0) 118	(0) 50	(0) 0	(7) 945

(注) 1 労働者死傷病報告により作成したもの。

2 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。

3 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。

4 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。

5 その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(ビルメン除く)、官公署、その他の事業を示す。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型 (一本つり)	→	胴ベルト型 (一本つり)	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。
②	胴ベルト型 (U字つり)	×	×	
③	ハーネス型 (一本つり)	→	ハーネス型 (一本つり)	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型 (一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんげんサイト（厚生労働省）

はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】 はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。



No. 2 はしごが転位する

【事例】 はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

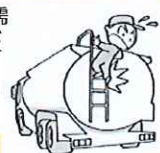


No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】 はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。（耐滑性の低い靴を使用）

ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



脚立

No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】 脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。



No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】 脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。



No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】 手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。



（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- ☐ はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- ☐ 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



移動はしごの安全使用のポイント

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- ☐ 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- ☐ はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- ☐ はしごの立て掛け角度は75度程度か。



出典：「シリーズ」ここが危ない
高所作業」中央労働災害防止協会編

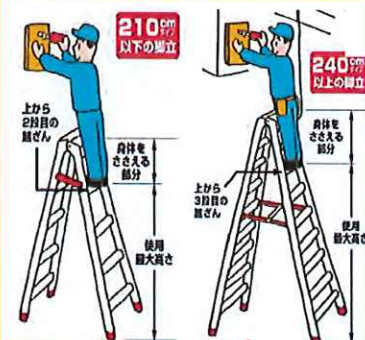
こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



安全ブロック
（ストラップ式の
墜落防止器具）

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上の作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！
©軽金属製品協会（無断転用禁止）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

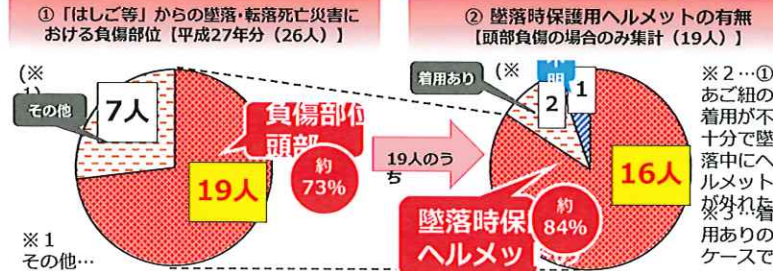
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

参考 頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）



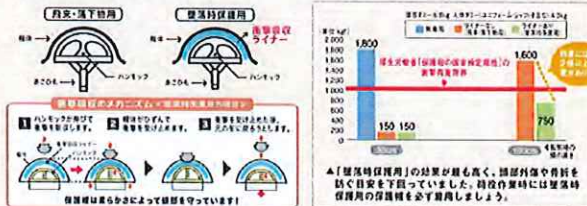
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「墜上建築物工事における重大な労働災害を防ぐために」P.12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言い、この保護帽には「昇降・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「昇降・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、昇降・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
 協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会(JJIMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社岩谷製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「墜上建築物工事における重大な労働災害を防ぐために」P.3

必ず保護帽を着用！



（着用時5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに！
 （死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

1 要チェック！
 ヘルメット内側に貼られている「国産検定合格標章」等に用途が書かれています！

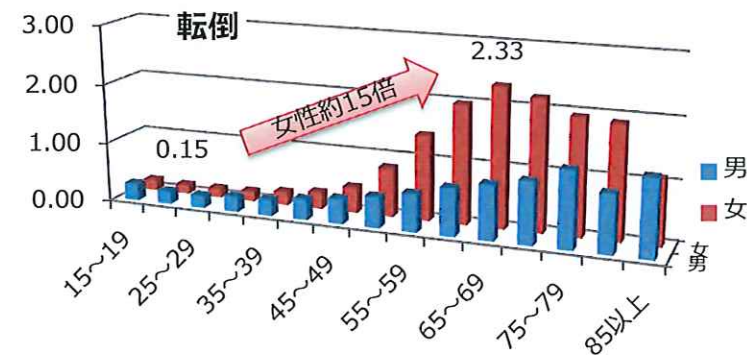
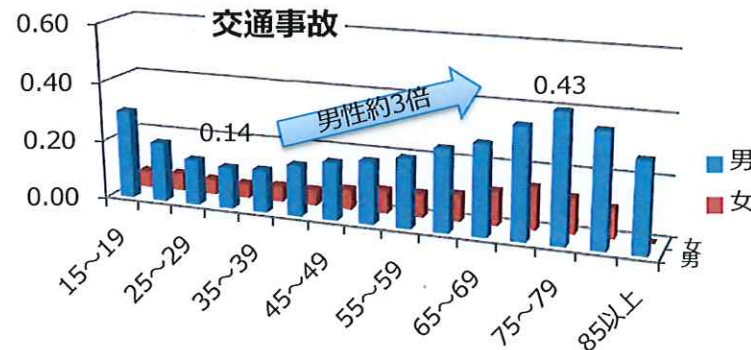
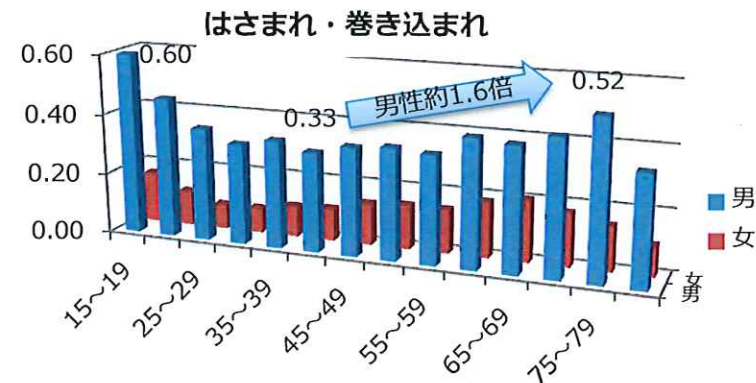
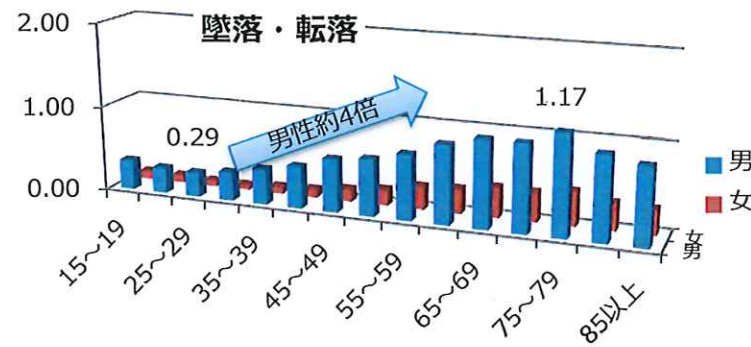
3 参考
 あご紐と耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが脱落しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。（H29.3）

高齢労働者の労働災害の特徴② 年齢別・男女別の傾向（事故の型別の分析）

・転倒は、高齢になるほど災害発生率が上昇。高齢女性の災害発生率は特に高い。

⇒ 年齢の上昇に着目した対策は転倒、墜落・転落、交通事故で特に重要な課題（とりわけ高齢女性の転倒防止）



※千人率＝労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000

※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた

データ出所：労働者死傷病報告（平成30年）、労働力調査（基本集計・年次・2018年）

高齢労働者安全衛生対策

高齢労働者にとって安全で安心して働くことのできる職場環境の整備が必要

60歳以上の高齢労働者の労働災害は、死傷者数、割合ともに増加傾向

(平成30年には過去最多となり、全労働者に占める割合は、初めて1/4を超えた)

成長戦略実行計画(令和元年6月21日閣議決定)

・高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、**高齢者の安全・健康の確保**など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。

高齢労働者ガイドライン等を踏まえた安全衛生確保対策の取組周知を促進するとともに、高齢労働者の安全と健康を確保するための独創的・先進的な取組について把握し、併せて、企業等における自主的取組を支援する制度を創設することで、高齢労働者の安全衛生対策を推進。

【参考】 高齢労働者の労働災害発生状況

	平成11年	平成30年
全労働者	141,055人	127,329人
60歳以上	21,054人	33,246人
割合	14.9%	26.1%

出所：労働者死傷病報告における休業4日以上の死傷者数

高齢労働者安全衛生対策の推進

- ・高齢労働者の安全衛生管理の手引き（ガイドライン）の周知
- ・実証された独創的・先進的な安全衛生対策の周知・広報

高齢労働者安全衛生対策補助金（エイジフレンドリー補助金）

- ・高齢労働者の安全・健康の確保のために努力する中小企業等の支援
- ・先進的な安全衛生対策技術等の普及促進

対象者

60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

対象経費（補助率1/2（上限100万円））

高齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育に係る経費
高齢労働者に優しい機械設備の導入等に関する経費

- ・自動ブレーキや踏み間違い防止装置付き車両の導入
- ・腰痛予防機器の導入等による腰痛予防
- ・熱中症防止ファン付き作業着の導入
- ・作業場内段差解消のための補修経費
- ・見やすい標識や警告灯の設置経費

・その他の先進的な安全衛生対策

効果が認められた対策を補助対象に追加

健康確保のための取組（THPの取組含む）に関する経費

- ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
- ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- ・トレーナーや施設・設備による筋肉量の維持向上
- ・食事による栄養確保の視点から歯科健診や歯科保健指導等

・その他の先進的な安全衛生対策

高齢労働者安全衛生対策実証等事業

- ・独創的・先進的な安全衛生対策の把握
- ・安全衛生対策としての効果の実証

対象者

独創的・先進的な取組等の開発者等
(自ら実践する中小企業の事業者を含む)
先進的な取組を試験的に導入する事業者（協力者）

具体的な流れ

- ①実証申請（技術等の開発者等→受託者）
- ↓
- ②実証対象事業の採択（受託者（専門家委員会））
- ↓
- ③取組の実施（受託者が経費の一部を負担）
- ↓
- ④効果検証（受託者（専門家委員会））
- ↓
- ⑤結果公表（厚生労働省）
実証試験を実施した安全衛生対策について
実証結果とともに公表・紹介

表1 年齢階級別労働力人口の推移

		(万人)											
		男女計								男		女	
		総数	15～ 64歳	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	総数	15～ 64歳	総数	15～ 64歳
実数	2009年	6650	6071	565	1364	1523	1332	1287	579	3869	3506	2782	2565
	2010	6632	6047	544	1329	1542	1343	1290	585	3850	3488	2783	2559
	2011	6596	6011	525	1291	1569	1333	1293	584	3825	3466	2770	2546
	2012	6565	5955	514	1261	1577	1346	1257	610	3796	3420	2769	2535
	2013	6593	5941	518	1239	1582	1380	1222	651	3783	3381	2809	2559
	2014	6609	5910	518	1214	1576	1406	1196	698	3776	3349	2832	2561
	2015	6625	5878	516	1191	1558	1439	1173	746	3773	3318	2852	2560
	2016	6673	5887	539	1180	1527	1482	1159	786	3781	3307	2892	2580
	2017	6720	5899	545	1167	1497	1526	1164	822	3784	3289	2937	2609
	2018	6830	5955	583	1160	1469	1567	1175	875	3817	3294	3014	2660
	2019	6886	5980	603	1147	1432	1612	1187	907	3828	3286	3058	2693

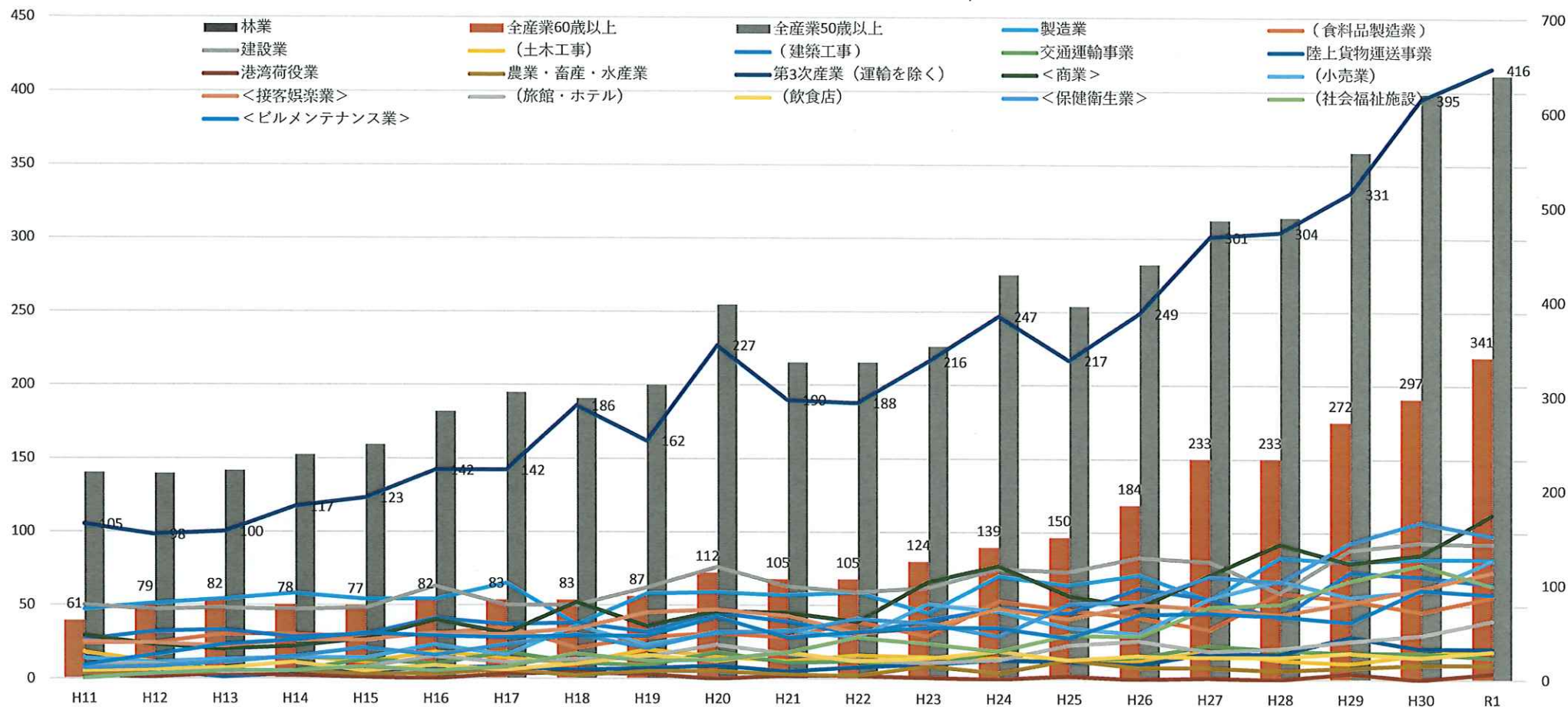
資料出所 総務省/統計局 労働力調査

労働力調査より

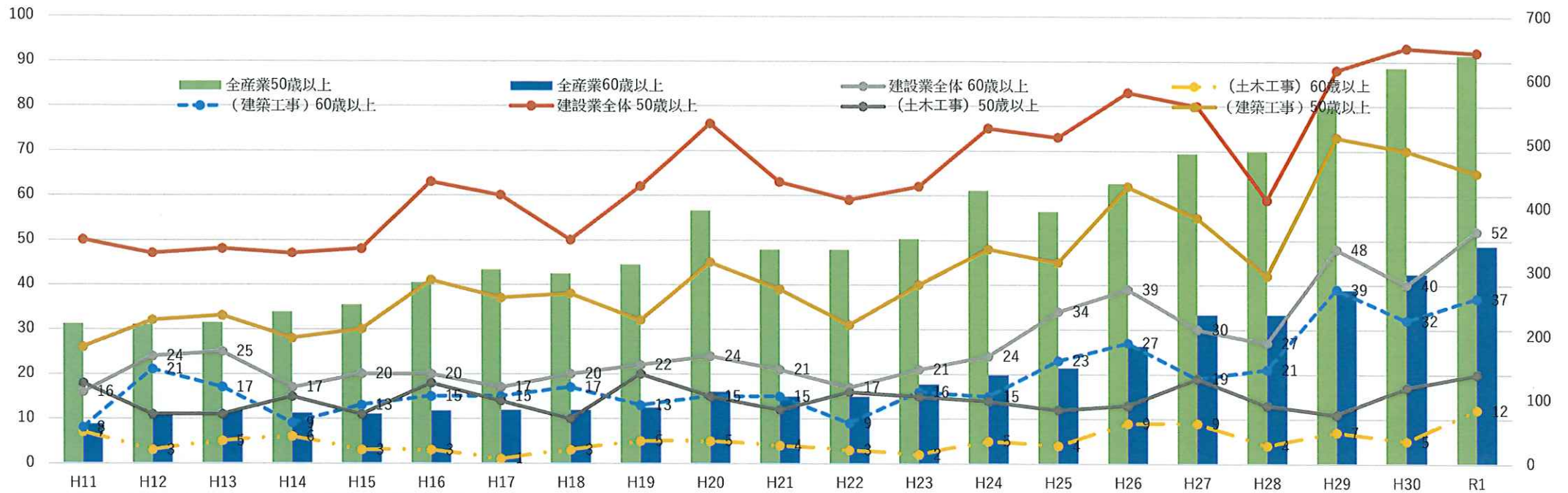
年齢階級別15歳以上人口、労働力人口（年平均）										沖縄県統計より 労働力調査	

年次	労働力人口												年次
	総数	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65歳以上	
		19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳		
昭和54年	443	14	64	71	52	51	54	48	34	25	16	15	S54
59年	497	13	60	65	79	57	54	54	46	31	19	20	S59
平成5年	566	11	62	63	67	74	82	52	51	46	30	28	H5
10年	608	12	69	79	68	70	76	82	49	47	29	28	H10
15年	631	12	58	81	78	69	72	76	78	43	29	33	H15
20年	648	9	57	74	82	81	70	73	73	70	29	31	H20
25年	682	10	50	70	74	85	84	73	73	70	54	39	H25
26年	682	10	49	67	73	84	86	76	73	70	54	40	H26
27年	700	11	54	67	74	82	90	76	72	69	58	46	H27
28年	710	10	56	66	75	81	91	80	71	69	57	53	H28
29年	718	10	51	66	77	81	93	83	70	71	58	57	H29
30年	732	12	50	65	77	81	92	86	72	71	60	65	H30

50歳以上の労働災害の推移（H11～R1）



沖縄県における50歳以上及び60歳以上の労働災害の推移（H11～R1）



60歳以上の労働災害の推移

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
建設業全体 60歳以上	16	24	25	17	20	20	17	20	22	24	21	17	21	24	34	39	30	27	48	40	52
(土木工事) 60歳以上	7	3	5	6	3	3	1	3	5	5	4	3	2	5	4	9	9	4	7	5	12
(建築工事) 60歳以上	8	21	17	9	13	15	15	17	13	15	15	9	16	15	23	27	19	21	39	32	37
建設業全体 50歳以上	50	47	48	47	48	63	60	50	62	76	63	59	62	75	73	83	80	59	88	93	92
(土木工事) 50歳以上	18	11	11	15	11	18	14	10	20	15	12	16	15	14	12	13	19	13	11	17	20
(建築工事) 50歳以上	26	32	33	28	30	41	37	38	32	45	39	31	40	48	45	62	55	42	73	70	65
全産業60歳以上	61	79	82	78	77	82	83	83	87	112	105	105	124	139	150	184	233	233	272	297	341
全産業50歳以上	218	217	220	237	248	283	303	297	311	396	335	335	352	428	395	439	486	489	558	620	640

建設業における安全対策の概要

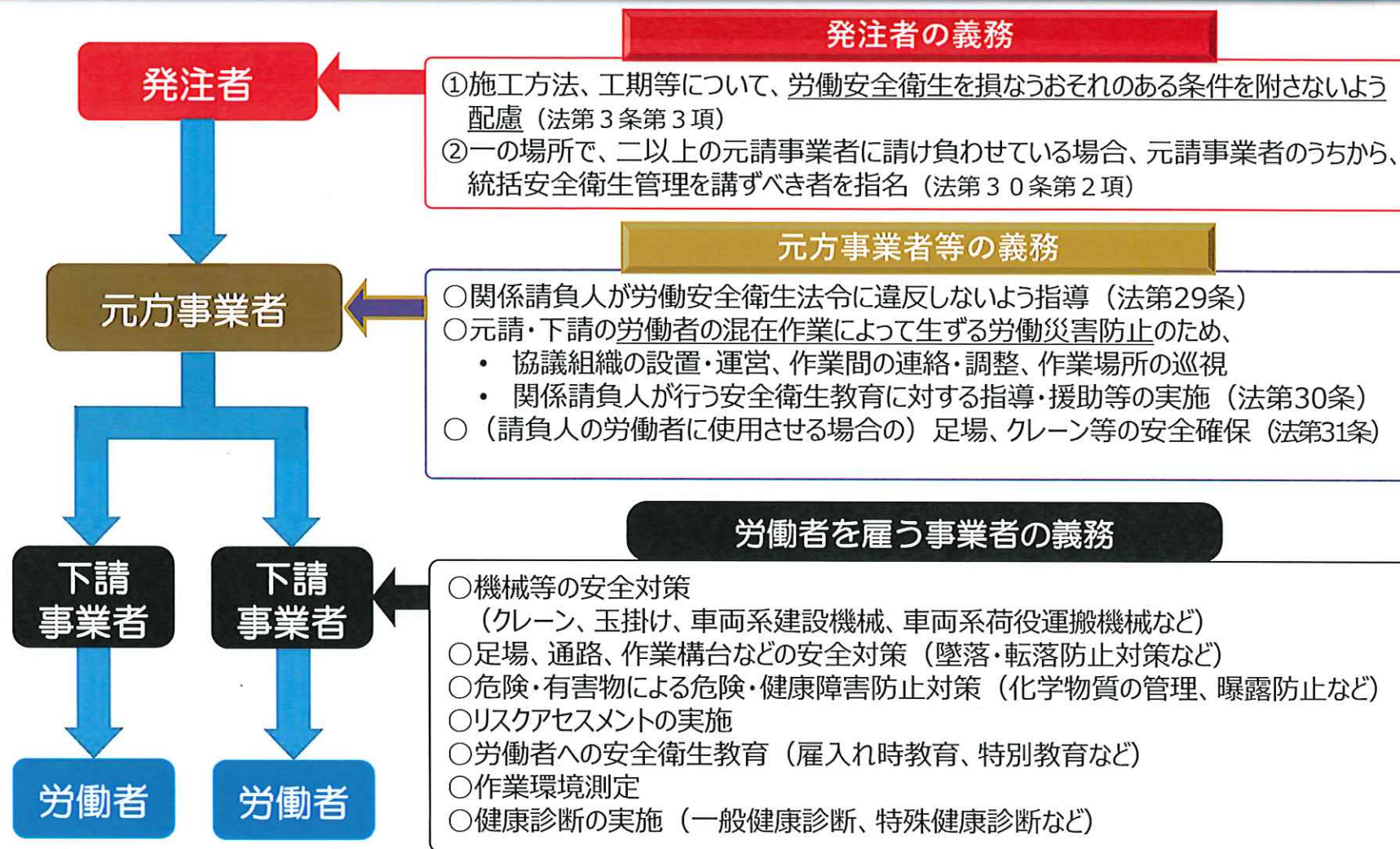
労働安全衛生法での建設業の安全対策

労働安全衛生法	発注者	施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮等			
	元請事業者	元請・下請事業者の労働者の混在作業による労働災害を防止するための連絡調整、指導、設備・機械等の安全確保			
	事業者 (下請事業者)	有資格者・作業主任者※ ₁ の配置 (就業制限等)	特別教育※ ₂ 等安全教育	高所作業の安全対策 建設機械等の安全対策 掘削作業等の安全対策 工事用仮設物の安全対策	工事の計画の届出
	国	労働基準監督官等による監督等			

※ 1 移動式クレーン運転士免許、足場の組立等作業主任者 等

※ 2 ずい道等の掘削、覆工等の業務に係る特別教育 等

労働安全衛生法における 下請け事業者、元請事業者、発注者の労働災害防止に関する義務



車両系建設機械の安全対策

運転資格の確認

定期自主検査の実施

作業計画の作成

作業指揮者の配置

移動式クレーンの安全対策

運転資格の確認

性能検査受検（有効期間）

定期自主検査の実施

作業計画の作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



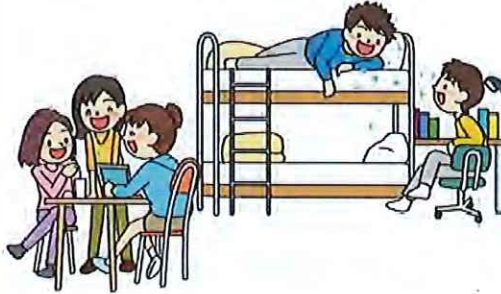
場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



令和2年度本島地域冬期研修会

工事事故を防ぐために

～直轄工事で発生した工事事故より～

令和2年12月7日

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部農村振興課
技術審査官 秋山 英和

工事事故事例

はさまれ・巻き込まれー88

【被災の状況】

既設コンクリートの「はつり」作業において、休憩しようとしてコンプレッサーのスイッチを切らないままブレーカーを斜めに立てかけた際に始動レバーに触れてブレーカーが稼働し、ブレーカーの反動でブレーカーとコンクリートの間に右手薬指が挟まれて被災した。



・小休止時、ブレーカーを立てかけた際に、始動レバーに接触し、ブレーカーが稼働。
・稼働の反動で、右手薬指がコンクリートに挟まれ、骨折。

右手薬指骨折

【事故の発生原因】

被災者の安易な判断でコンプレッサーを止めずに仮置位置を決めず台座等も準備しないまま不用意に立てかけた。

また、防護手袋も着けていなかった。



【事故発生防止対策】

- 交代時は交代要員と合図、確認をしてからエンジンを停止してから交代！
- ブレーカーの置き場所としては、台座等を設置し明確にする！
- 作業前の保護具の点検は、監視員も含め複数で点検！



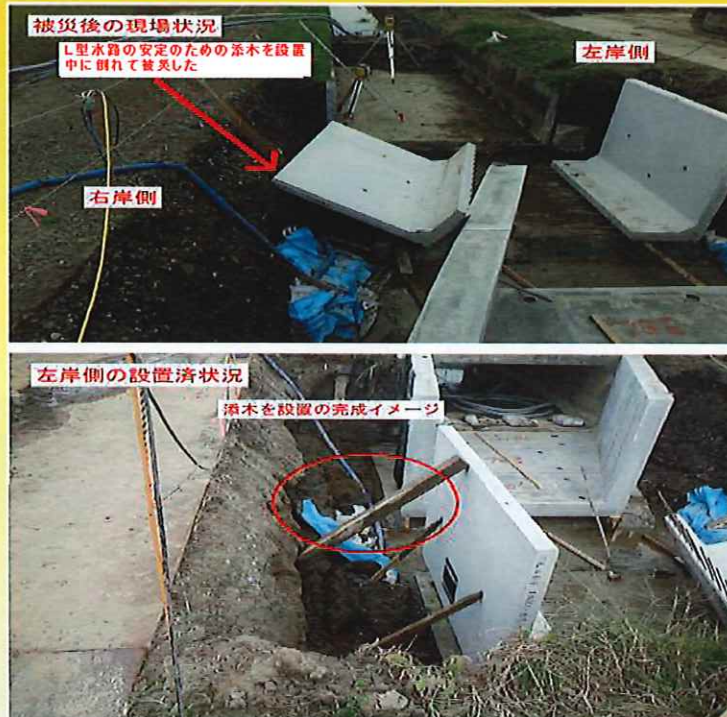
台座設置

工事事故事例

はさまれ・巻き込まれ—89

【被災の状況】

L型水路をクレーンにより所定の位置へ吊り込みし、L型水路が安定したと判断し、玉掛けワイヤーを外した。その後、L型水路の背面に転倒防止（バタ角等）を設置するため、L型水路の背面に進入したところ、L型水路が転倒し、掘削法面とL型水路の間に挟まれた。



肋骨骨折

【事故の発生原因】

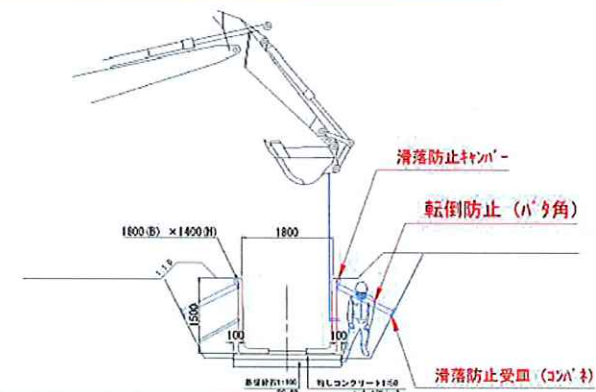
L型水路が確実に安定したことを確認せずに玉掛けワイヤーを外し、L型水路の背面に作業員が進入した。



【事故発生防止対策】

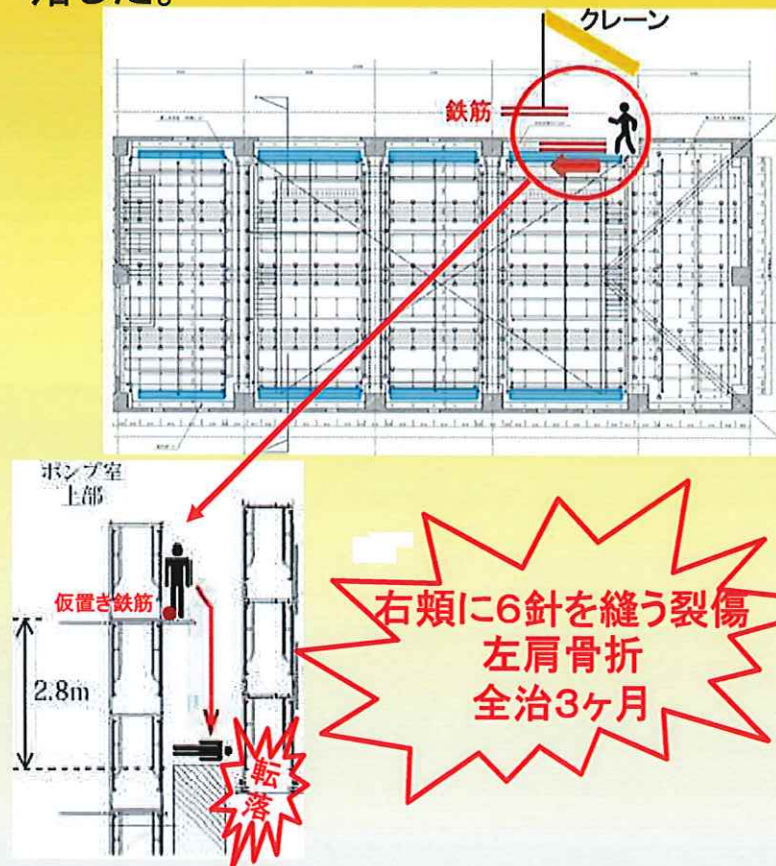
- ポンチ絵を活用し作業手順がわかりやすい施工計画書の作成！
- 作業手順に合わせた具体的なKY活動の実施！
- 他の工種に関する作業手順書・KY活動の見直し！

ポンチ絵を活用した作業手順



【被災状況】

ポンプ場上屋建設工事において、跳ね出し足場上で、鉄筋の仮置き作業の段取り替えのため、安全帯の掛け替えを行おうとしたところ、仮置きした鉄筋に足を滑らせ、2.8m下のコンクリート躯体上に転落した。



【事故の発生原因】

- 安全帯の掛け替えを、墜落の危険がある跳ね出し足場上で行ってしまったこと。
- 仮置きした鉄筋材の上に乗って、安全帯の掛け替えを行ってしまったこと。
- 墜落の危険がある箇所に必要な安全対策が取られていなかったこと。

【事故発生防止対策】

- 当該作業構台（高さ2メートル以上の作業床）に墜落防止措置として、手すり及び中さんを設置！
- 作業構台上に作業通路を標識・テープで明示を行い、資材の置き場所と分けし、通行の安全性を確保！
- 高所作業時は2丁掛け安全帯の使用を周知・徹底！



【被災の状況】

バックホウによる仮設道路上の敷鉄板の撤去時にクレーンモードの設定をしていなかった。鉄板を吊り込みし右旋回して仮置きする際に、仮置き場までの距離があったためアームを延ばしたところ、左側のキャタピラが浮き、体勢が不安定となり転倒してしまった。



オペレーターが
右肩を打った

【事故の発生原因】

クレーンモードにしなかったため作業能力半径を超えていたことに気がつかなかった。作業能力半径以上にアームを延ばして敷鉄板を吊り上げようとしたため、体勢が不安定になり転倒した。また、キャタピラが敷鉄板から外れていた。



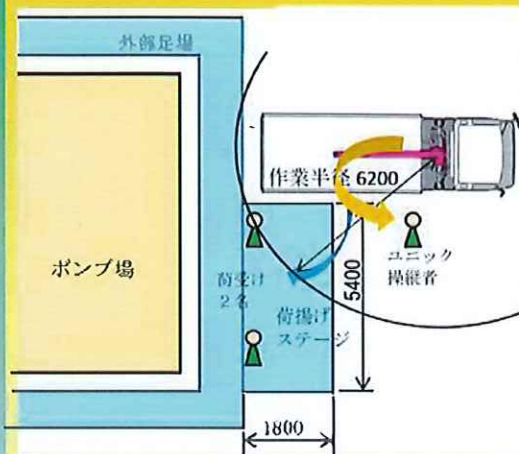
【事故発生防止対策】

- 吊り荷作業前にクレーモードに切り替える様、仮設道路各所に看板を設置！
- 安全巡視の点検項目にクレーンモードの切替項目を追加！
- 玉掛け者によりバックホウが敷鉄板上であることを確認！



【事故の状況】

4tユニック車の定格荷重270kgのクレーンを使用して、資材の石膏ボード約700kgを荷揚げしていたところ、4tユニック車が転倒した。



移動式クレーン転倒状況



資材散乱状況

【事故の発生原因】

- 移動式クレーンにその定格荷重を超える荷重をかけて使用したこと。
- 移動式クレーンの転倒等の危険を防止するための方法が十分でなかったこと。



【事故発生防止対策】

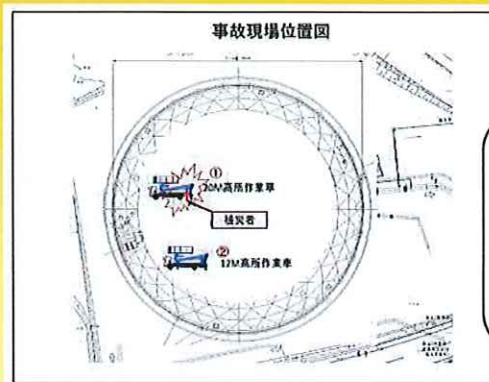
- 事前打合せ時に、移動式クレーンの作業方法・転倒防止対策・作業員の配置及び指揮系統の確認等を緊密に行い、指導を徹底！
- 移動式クレーン作業時には、担当職員が車両設置状況・作業半径と吊り荷重及び作業手段が打合せどおりかを確認！



【被災の状況】

被災者は作業終了後、高所作業車の作業台から降りる途中にステップ(下から3段目)上で滑って落下。

着地はしたがそのままの勢いでアウトリガーと手に持っていたパイプサポートで挟まれ左手小指と薬指を裂傷した。



作業状況
・ファームポンド内で屋根の組み立て作業のため高所作業車を使用。
・降雨のためステップが濡れて滑りやすくなっていた。



左手小指(3針)と薬指(4針)の裂傷

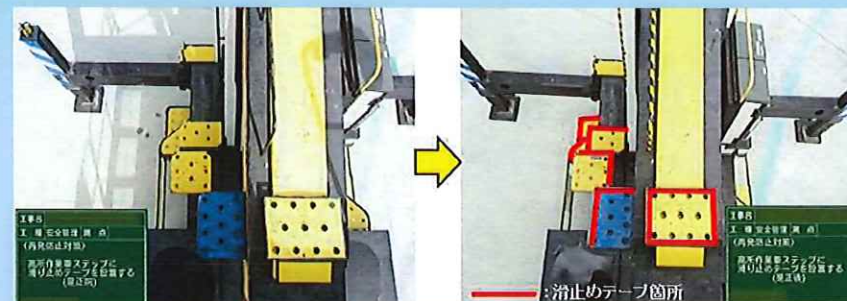
【事故の発生原因】

- 降車時に、パイプサポートを持っていたため、足元確認が不十分となり、回避行動がとれなかった。
- 数時間前の降雨により、足元が滑りやすくなっていた。



【事故発生防止対策】

- 高所作業車のステップに滑り止めテープを設置する。
- 高所作業車の既存手摺に明示テープを設置する。
- 高所作業車に安全啓蒙看板(昇降時は物を持たない)を設置する。
- 朝礼時に1人KYを実施し個々の意識向上を図る。
- 各所にて指差呼称を実施し、危険箇所の事前確認を行う。



【被災の状況】

建築工事現場において、壁型枠材料を携帯用丸鋸を使用して製作していたところ、丸鋸の動線に手を置いていたため、左手親指に裂傷を負った。



左母指末節骨解放骨折
6針縫合

【事故の発生原因】

- 軽微な作業と考え、安定した作業台で、正しい姿勢では作業を行っていなかった。
- 電動工具の利便性に気を取られ、安全性に対する対策を怠った。



【事故発生防止対策】

- 端材等を足場の手すりを作業場所として加工するのではなく、地上部の安定した台を利用して加工し、事前に用意する。
- やむを得ず端材を切断する場合は、手鋸での作業とする。
- 毎日の朝礼時に丸鋸作業者の報告を行い、職長は報告のあった作業者の作業状況に危険がないか適宜確認する。

